

炉心溶融の基準

「5年気付かず」

東電、事故当時「ない」

東京電力は24日、福島第一原発事故当時の社内マニュアルに、核燃料が溶け落ちる炉心溶融（メルトダウン）を判定する基準が明記されていたと発表した。東電は事故から2カ月後の2

011年5月まで炉心溶融を公表しなかったが、基準に従えば3日後の3月14日には1、3号機について判定できていたという。東電は、基準が存在することに5年間気付かなかったとし

て謝罪した。

事故では1、3号機で炉心が溶融して大量の放射性物質が漏れた。公開された社内テレビ会議のやりとりなどから、東電幹部らが当初から炉心溶融の可能性を認識していたことが分かっているが、東電は5月に炉心溶融を正式に認めるまで、会見などでは核燃料が傷つく状態を意味する「炉心損傷」と説明していた。東電によると、判定基準は、事故対応の方針を定めた「原子力災害対策マニユ

アル」の中に「炉心損傷の割合が5%を超えていれば炉心溶融と判定する」と明記されていた。東電は炉心溶融の公表遅れの理由として「判断する根拠がなかった」と説明してきた。原発事故の検証を続けている新潟県の委員会の求めで当時の経緯を調べ直すなかで、今月になって基準の記載に社員が気付いたという。

東電は事故発生から3日後の3月14日午前、格納容器内で測定された放射線量が30%、1号機も55%と確認。2号機も15日夕に35%と分かった。いずれも5%を超えており、炉心溶融と判定・公表ができたとしている。当時は、この基準があることに気付いていなかったという。2年前にマニュアルを改訂した際も見落としていた。

東電の担当者は「5年間かかったことは誠に申し訳ない」と謝罪。今後は第三者の協力を得て、判定や公表ができたなかった経緯や原因を調べるという。（西川迅）